



留守宅手当・給与格差負担金

第233回

久保さん：みらい先生、こんにちは。

みらい：確かマレーシア子会社へ出向で3年間の赴任予定とお伺いしていましたが、今回は一時帰国ですか。

久保さん：そうなんです。先月からマレーシア子会社で勤務していますが、年末年始にあわせて一時帰国しているところです。今回は留守宅手当のような日本払手当に対する日本での所得税の取り扱いについてお尋ねしたく参りました。

みらい：まず、海外勤務者の所得税法上の取り扱いは、その人が日本の「居住者」のままなのか、それとも「非居住者」となるかで異なります。久保さんは3年間の赴任予定で日本を離れていますので日本の「非居住者」になります。給与の支払方法はどのようになっていますか。

久保さん：赴任中は日本の親会社に在籍したままですが、基本給など給与の大半はマレーシア子会社から支払われています。これとは別に、日本の親会社から留守宅手当などが日本にある私の預金口座に支払われています。

みらい：結論としては、留守宅手当は「(日本)国内において行う勤務」に係るものでなければ「国内源泉所得」に該当しないので、日本での課税対象にはなりません。

久保さん：えっ、そうなんですか。日本の親会社から支払われていますし、日本の預金口座に入金されているのですが……。

みらい：留守宅手当は、久保さんがマレーシアで働いていることに基づいて支払われるものですから、支払場所・負担者を問わず「国外源泉所得」となります。非居住者の給与所得への課税については、どこで働いたのかがポイントになります。

久保さん：なるほど。留守宅手当については自分自身で確定申告をしなければならないのかと慌てました。

みらい：ただ注意すべきことは、日本親会社での会議等に出席するために一時帰国した場合です。会議等への出席は日本国内での勤務に該当しますので、マレ

シア子会社により支払われる給与、日本親会社から支払われる留守宅手当、いずれも日本国内での勤務に対応する部分は「国内源泉所得」に該当し、非居住者に対する税率20.42%で課税されることとなります。

久保さん：今回は会議の参加のための帰国でもあるので、日本で課税される所得があるということですね。

みらい：そうです。しかし、日本とマレーシアとの租税条約では、いわゆる短期滞在者免税規定があり、

- 1：(日本での)滞在期間が暦年ベースで183日を超えず、
- 2：給与等がマレーシアの会社から支払われ、
- 3：給与等が日本親会社により負担されないこと、

を条件として日本では免税となります。久保さんの場合はマレーシア子会社により支払われる給与(上記2に該当)については日本親会社により負担されない等、上記1と3の要件も満たせば免税となります。一方、日本親会社が支払う留守宅手当は少なくとも上記2が満たせないため、課税となります。具体的には、日本親会社は久保さんへ留守宅手当を支給する際に、その手当のうち日本勤務期間に対応する分に対して税率20.42%にて源泉徴収しなければならないこととなります。

久保さん：ありがとうございます。日本勤務期間分については日本親会社とも相談してみます。

<筆者紹介>

みらいコンサルティンググループ

[本社：東京都千代田区・国内9拠点]

現地法人

- ・中国(北京・上海・深セン)・マレーシア(KL)
- JapanDesk
- ・ベトナム・シンガポール・台湾・香港
- ・中国(大連)・インドネシア・フィリピン
- ・米国(LA)・ミャンマー・カンボジア

URL：<http://www.miraic.jp/>